

独禁法事例速報

□ 弁護士

井本吉俊

□ 公取委平成 29 年 6 月 14 日発表

「平成 28 年度における主要な企業結合事例について」事例 9、公取委 HP

▶ 事実の概要

アボットラボラトリーズ（「アボット」）とセントジュードメディカルインク（「SJM」）は、アボットの完全子会社である特定目的会社を 2 社介在させた吸収合併（「本件取引」）を行うことにより、SJM をアボットの完全子会社とすることを計画した。

当事会社間の水平型企業結合につき、公取委は、低侵襲性心臓血管診断及びカテーテル挿入治療に伴い患者の動脈に空けた血管孔を塞ぐ手段として、手動圧迫、外科縫合、閉塞補助機器（「CAD」）及び血管孔閉塞用機器（「VCD」）を取り上げて検討した結果、本件における商品範囲を、8 フレンチ（1 フレンチは約 0.3mm）以下の血管孔向けの VCD（「小型 VCD」）と画定し、その地理的範囲を日本全国とした。

公取委は、小型 VCD 市場において、本件取引後は統合会社及び A 社の 2 社体制となり統合会社の市場シェアは約 55% となること、A 社の供給余力は限定的であること、輸入圧力、参入圧力及び競争圧力が限定的であることを認定し、本件取引によって小型 VCD 市場の競争が実質的に制限されることとなる、と判断した。

当該判断との先後は不明ながら、両当事会社は、各国競争当局の承認を早期に得るためとして、SJM グループの全世界における小型 VCD 事業をテルモ株式会社（「テルモ」）に売却することを提案し（「本件措置」）、これをうけて公取委は、本件措置を踏まえた小型 VCD の水平型企業結合の検討の一環として、①事業売却先としてのテルモの適格性の審査及び②テルモの別商品である「TR バンド」（手首に使用される CAD の一種）と小型 VCD の関係につき混合型企業結合の審査を行った。

公取委は、①につき、テルモは小型 VCD の販売を行う十分な経験及び能力を有し、かつ、テルモには小型 VCD 事業を維持・発展させる専門性及びインセンティブがあることを理由として、事業売却先としての適格性を認め、さらに、②について、テルモが従前から販売している TR バンドと今般譲り受ける小型 VCD とを抱き合わせて販売した場合、医療機関が抱き合わせて反発すればテルモの他の様々な商品の販売

への悪影響がありうること、過去にテルモは TR バンドと小型 VCD をいずれも販売していたが市場シェアを増加させられなかったこと等を挙げ、テルモには抱き合わせ販売により市場の閉鎖性・排他性等の問題を生じさせる能力はないと判断した。

以上の検討を経て、公取委は、当事会社が本件措置を講じることを前提とすれば、本件取引は競争を実質的に制限することとはならない、と結論付けた。

▶ 解説

I. 審査経過その他

本件の最大の特徴は、水平型企業結合の審査中に第三者への事業譲渡が提案され、第三者による事業の譲受けに伴う混合型企業結合の検討が、当該事業譲渡の実行を前提とした当事会社の水平型企業結合の審査の一環として行われるという経過をたどった点である。本件は一次審査で終結したと思われるものの、届出前相談や変更報告書の有無、審査過程における本件措置の提案のタイミング、テルモの事業等の譲受けに関する届出書の有無への言及はなく、経過に関しては公表文からは不明な点も多い（当初から事業譲渡の申出がされ一次審査で終結した経緯を記載した事案として「平成 27 年度における主要な企業結合事例」の事例 5 参照）。また、本件の公表文全般に、需要者たる医療機関と、需要者の調達行動に大きな影響を与える存在としての医師との峻別が必ずしも厳密でないなど、実質面においても分かりにくい理由付けが散見される。

II. 市場画定

1. 小型 VCD と CAD の需要の代替性

日本国内において、アボットグループは縫合型の小型 VCD を、SJM グループは CAD 及びプラグ型の小型 VCD を、競合他社である A 社はプラグ型の VCD を各々販売している。公取委は、①縫合型の小型 VCD とプラグ型の小型 VCD は止血用という用途が共通し、「医師もこれらを区別することなく調達している」ことを理由に両者の需要の代替性を認定し、さらに、②小型 VCD と CAD との需要の代替性につ